

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び

金曜日発行

(当日は、
日曜日、
祭日、
がと
の翌日)

◇告

示

字の区域の変更

目次

生活保護法による指定医療機関の休止

生活保護法による指定医療機関の廃止

生活保護法による医療機関の指定

保険薬剤師の登録(二件)

国民健康保険医等として登録があつたものとみなされるもの

入会林野整備計画の認可

土地改良事業計画の適否の決定(六件)

土地改良事業の認可

土地改良法による換地処分

◇正

誤

昭和五十二年一月鳥取県告示第二十七号中訂正

告 示

鳥取県告示第九百六十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、溝口町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による畑地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十二年十二月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する字の名称	同上の区域(昭和五十年二月二十五日現在の地番による。)
畑池字越峠前	畑池字越峠前のうち二三の二、二四の一、二四の二、二五の一、二五の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
畑池字平田	畑池字越峠前三三の二、二四の一、二四の二、二五の一、二五の二及びこれらと一体をなす国有地、畑池字平田のうち四一の一部以外の区域、畑池字林ノ前四二の一部、四三の一部、五〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに畑池字地藏ヶ峯一三二の二の一部
畑池字林ノ前	畑池字平田四一の一部、畑池字林ノ前のうち四二の一部、四三の一部、四九の一の一部、五〇の一の一部、五〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに畑池字地藏ヶ峯一三二の二の一部

<p>畑池字森下タ</p>	<p>畑池字林ノ前四九の一の一部、五〇の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに畑池字森下タの全域</p>
<p>畑池字地蔵ヶ峯</p>	<p>畑池字地蔵ヶ峯のうち一三二の二以外の区域</p>
<p>畑池字李田神田</p>	<p>畑池字李田神田の全域並びに畑池字正法寺三四一の一の一部、三四一の四の一部、三四一の五の一部、三四二の一、三四二の二、三四二の三及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>畑池字正法寺</p>	<p>畑池字正法寺のうち三四一の一の一部、三四一の四の一部、三四一の五の一部、三四二の一、三四二の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに畑池字四通り田四五〇の四の一部、四五二の四の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>畑池字四通り田</p>	<p>畑池字四通り田のうち四五〇の四の一部、四五二の四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>畑池字上ノ妙</p>	<p>畑池字上ノ妙のうち一八九二の一の一部、一八九三の一部、一八九四、一八九五の一部、一八九六から一八九九まで、一九〇〇の一、一九〇一の一、一九〇二の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>畑池字ヒヒ田</p>	<p>畑池字ヒヒ田の全域並びに畑池字山根田一九六九の一の一部</p>
<p>畑池字山根田</p>	<p>畑池字上ノ妙一八九五の一部、一八九六から一八九九まで、一九〇〇の一、一九〇一の一、一九〇二の一の一部及び</p>
<p>畑池字中祖ノ上</p>	<p>畑池字上ノ妙一八九二の一の一部、一八九三の一部、一八九四、一八九五の一部及びこれらと一体をなす国有地、畑池字中祖ノ上のうち一九七六の二の一部及びこれと一体をなす国有地並びに畑池字中祖道上エ二〇二三の一の一部、二〇二三の二、二〇二四の四の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>畑池字中祖</p>	<p>畑池字中祖の全域並びに畑池字中祖下モ二一〇〇の一の一部、二一〇〇の三、二一〇一の三の一部、二一〇八、二一九及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>畑池字中祖道上エ</p>	<p>畑池字山根田一九七五の一の一部、畑池字中祖道上エのうち二〇二二の二の一部、二〇二二の三の一部、二〇二三の一、二〇二三の二、二〇二四の一部、二〇二八の一から二〇二八の四まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに畑池字塩滝二〇三〇の一</p>
<p>畑池字塩滝</p>	<p>畑池字山根田一九七四の一部及びこれと一体をなす国有地、畑池字塩滝のうち二〇二九の一部、二〇三〇の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに畑池字中祖道</p>

<p>畑池字前田</p>	<p>上エ二〇二八の一の一部及び二〇二八の三</p> <p>畑池字中祖道上エ二〇二八の一の一部、二〇二八の二、二〇二八の四、畑池字塩滝二〇二九の一部及びこれと一体をなす国有地並びに畑池字前田のうち二〇九三の一、二〇九四の一及び二〇九五と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>畑池字中祖ノ下モ</p>	<p>畑池字中祖ノ下モのうち二一〇〇の一の一部、二一〇〇の二の一部、二一〇〇の三、二一〇〇の一の三の一部、二一〇〇の八、二一〇九、二一二三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>畑池字中祖ノ下モ二一〇〇の二の一部、二一二三及びこれらと一体をなす国有地、畑池字森脇前二一二三、二一二四の一、二一二七の七、二一二八の一及びこれらと一体をなす国有地、畑池字中河原の全域並びに畑池字古宮二三四〇の一、二三四一の一の一部、二三四二の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>畑池字森脇前</p>	<p>畑池字前田二〇九三の一、二〇九四の一及び二〇九五と一体をなす国有地の一部、畑池字森脇前のうち二一二三、二一二四の一、二一二七の七、二一二八の一、二一二九の一、二二三〇、二二三一の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに畑池字古宮二二二七、二二二八の一部、二二二九の一部、二二三三の一部、二二三三三の一部及び</p>
<p>畑池字古宮</p>	<p>びこれらと一体をなす国有地</p> <p>畑池字森脇前二二二九の一、二二三〇、二二三一の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、畑池字古宮二二二八の一部、二二三二九の一部、二二三三〇の一部、二二三三一の一部、二二三三二の一部、二二三三三の一部、二二三三四、二二三三五、二二三三六の一部、二二三三七の一部、二二三三八の一部、二二三三八の二、二二三三八の三、二二三三九の一の一部、二二三三九の二、二二三三九の三、二二三三九の四、二三四〇の二、二三四〇の三、二三四一の一の一部、二三四一の二、二三四一の三、二三四二の一の一部、二三四四の一の一部、二三四四の三、二三五〇の一部、二三五二の一部、二三五四の一部、二三五五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに畑池字鑄物師河原二四〇五の一部及びこれと一体をなす国有地</p>
<p>畑池字役人田</p> <p>畑池字鑄物師河原</p>	<p>畑池字古宮二二三〇の一部、二二三一の一部、二二三六の一部、二三四八の一部、二三四九の一部、二三五〇の一部、二三五一、二三五二の一部、二三五三、二三五四の一部、二三五五の一部及びこれらと一体をなす国有地、畑池字役人田のうち二三九三の一部、二三九五の一部、二三九六及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに畑池字砂田二四二一の一部及びこれと一体をなす国有地</p> <p>畑池字古宮二二三六の一部、二二三三七の一部、二二三三八の一部、二二三三九の一部、二三四四の一の一部、</p>

	<p>二三四五の一、二三四六、二三四七の一、二三四七の二、二三四八の一部、二三四九の一部、二三五〇の一部及びこれらと一体をなす国有地、畑池字役人田二三五五の一部、二三九六及びこれらと一体をなす国有地、畑池字鑄物師河原のうち二四〇五の一部、二四一一の一、二四一二の一部、二四一三の一部、二四一四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、畑池字砂田二四一六、二四一七の一部、二四一八の一部、二四一八内一及びこれらと一体をなす国有地並びに畑池字猿桑二四三三の一部、二四四二の一部、二四四三の一部、二四四九の一及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>畑池字砂田</p>	<p>畑池字役人田二三九三の一部、二三九五の一部及びこれらと一体をなす国有地、畑池字砂田のうち二四一六、二四一七の一部、二四一八の一部、二四一八内一、二四二二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに畑池字猿桑二四三三の一部</p>	<p>畑池字猿桑</p>	<p>畑池字鑄物師河原二四一一の一、二四一二の一部、二四一三の一部、二四一四の一部及びこれらと一体をなす国有地、畑池字猿桑のうち二四三三の一部、二四四二の一部、二四四三の一部、二四四九の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、畑池字坊主田二四五一の一、二四五二、二四五三、二四五四、二四五五の二、二四五三の二、二四五三の三、二四五四の一部、二四五七の一、二四五七の二、二四五八の一、二四五八の二、二四五九の二の一部、二四五九の四、二四</p>
<p>畑池字坊主田</p>	<p>五九の五、二四六三の一部、二四六四の一部、二四六四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに畑池字城ノ越二四六六の一の一部、二四六六の二の一部、二四六六の三、二四六七の一、二四六七の七、二四六八の一の一部、二四六九の一の一部、二四七〇の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>畑池字城ノ越</p>	<p>畑池字坊主田二四五九の二の一部、二四六三の一部、二四六四の一の一部、二四六四の二の一部、二四六五の一、二四六五の二及びこれらと一体をなす国有地、畑池字城ノ越のうち二四六六の一の一部、二四六六の二の一部、二四六六の三、二四六七の一、二四六七の七、二四六八の一の一部、二四六九の一の一部、二四七〇の一の一部、二四七四の一部、二四七五の一の一部、二四七五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>畑池字休場</p>	<p>畑池字城ノ越二四七四の一部、二四七五の一の一部、二</p>

鳥取県告示第九百六十七号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から病院を休止した旨の届出があつたので、同規則同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年十二月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

畑池字射矢谷口	畑池字射矢谷口のうち二五四九の一、二五五〇の一、二五五〇の二、二五五一、二五五二の一、二五五二の二、二五五三の二、二五五三の四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
	四七五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、畑池字休場のうち二五二〇の一の一部、二五二〇の二の一部、二五二九の一の一部及これらと一体をなす国有地以外の区域並びに畑池字射矢谷口二五四九の一、二五五〇の一、二五五〇の二、二五五一、二五五二の一、二五五二の二、二五五三の二、二五五三の四及びこれらと一体をなす国有地

名称	医療法人厚生会 森脇病院	所在地	米子市加茂町一丁目一六番地	休止年月日	昭和五十二年十月三十一日
----	-----------------	-----	---------------	-------	--------------

鳥取県告示第九百六十八号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同規則同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年十二月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名称	小川齒科医院	所在地	米子市立町二丁目八〇番地	廃止年月日	昭和五十二年八月一日
----	--------	-----	--------------	-------	------------

鳥取県告示第九百六十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和五十二年十二月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名称	松本医院	所在地	米子市河崎字河崎団地一七四〇番地一九	指定年月日	昭和五十二年十一月二日
	小川齒科医院	所在地	米子市西三柳四四八一番地三	指定年月日	昭和五十二年八月二日
	遠藤齒科診療所	所在地	西伯郡岸本町吉長四九番地	指定年月日	昭和五十二年十月二十四日

鳥取県告示第九百七十号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和五十二年十二月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
上山 佐知子	鳥薬第三五九号	昭和五十二年十月二十日

鳥取県告示第九百七十一号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和五十二年十二月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
石上大介	鳥薬第三六〇号	昭和五十二年十一月十七日
瀬ヶ谷 憲雄	鳥薬第三六一号	〃

鳥取県告示第九百七十二号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年十二月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
上山 佐知子	鳥国薬第三五九号	昭和五十二年十月二十日
中尾 吉 邦	鳥国医第二、二二八号	昭和五十二年十一月十日

鳥取県告示第九百七十三号

日野郡日南町丸山三五番地法道寺入会林野整備組合長松本利雄から申請のあつた法道寺入会林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和四十一年法律第二百六十六号)第一条第一項の規定に基づき、昭和五十二年十一月二十九日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和五十二年十二月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百七十四号

昭和五十二年七月十二日付けで大栄町から申請のあつた土地改良(由良西浜地区農道舗装)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年十二月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年十二月三日から三十三日間

三 縦覧に供する場所

大栄町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百七十五号

昭和五十二年十月十八日付けで気高町から申請のあつた土地改良(夏ヶ谷第一地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示す

る。

昭和五十二年十二月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年十二月三日から三十三日間

三 縦覧に供する場所

気高町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百七十六号

昭和五十二年七月二十五日付けで大栄町から申請のあつた土地改良(鳥地区農道舗装)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年十二月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年十二月三日から三十三日間

三 縦覧に供する場所

大栄町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百七十七号

昭和五十二年十月十四日付けで西伯町から申請のあつた土地改良（馬場地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年十二月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年十二月三日から三十三日間

三 縦覧に供する場所

西伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百七十八号

昭和五十二年十月十四日付けで西伯町から申請のあつた土地改良（猪小路地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年十二月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年十二月三日から三十三日間

三 縦覧に供する場所

西伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百七十九号

昭和五十二年十月十八日付けで気高町から申請のあつた土地改良（夏ヶ谷第二地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示す

る。

昭和五十二年十二月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年十二月三日から三十日間

三 縦覧に供する場所

気高町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百八十号

三朝町から申請のあつた町営土地改良(余戸地区ほ場整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年十一月二十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十二年十二月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百八十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において

準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、溝口町から同町が行う土地改良事業に係る畑池地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十二年十二月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

正 誤

昭和五十二年一月鳥取県告示第二十七号(土地改良区の役員就退任について)中次の箇所誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 行	誤	正
七 上 十一	倉吉市東鴨四四六番地	倉吉市東鴨四四六番地
〃 〃 十二	下大江一七四〃	下大江一七四番一
〃 〃 十三	広瀬四一番地四	〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃
〃 〃 十四	高橋 弘 二	高橋 弘 二